

産業教育常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成23年12月12日（月） 午前9時30分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	山浦 安生 君	副委員長	志摩 浩志 君
委員	中村 正人 君	委員	秋広 眞司 君
委員	徳田 拓志 君	委員	木野田恵美子君
委員	時任 英寛 君	委員	西村 新一郎 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	萬徳 茂樹 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
耕地課長	高田 孝志 君	溝辺産業建設課長	浜田 健治 君
横川産業建設課長	原田 修 君	霧島産業建設課長	寺田 浩二 君
農林水産政策課主幹兼政策G長	桑木 治夫 君	横川耕地林務G長	本重 洋一 君

商工観光部長	間手原 修 君	商工振興課長	池田 洋一 君
観光課長	藤山 光隆 君	商工観光政策G長	久木元 直仁 君
商工労政G長	出口 竜也 君	観光地づくりG長	八幡 洋一 君

都市整備課長	川東 千尋 君	公園G長	上小園 伸一 君
--------	---------	------	----------

行政改革推進課長	徳田 忍 君
----------	--------

教育長	高田 肥文 君	教育部長	阿多 己清 君
教育総務課長	東郷 一徳 君	学校教育課長	山口 幸彦 君
学校教育課長補佐兼指導事務G長	橋口 昭夫 君	学校教育課主幹兼学事G長	堀切 総 君
教育政策G長	本村 成明 君		

霧島商工会議所専務理事	中村 博昭 君	霧島商工会議所事務局長	細山田 孝文 君
-------------	---------	-------------	----------

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元 秀一 君

7. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第80号 指定管理者の指定について（霧島緑の村）

議案第81号 指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）

議案第82号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館 外5施設）

議案第84号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

議案第85号 土地改良事業の計画について（団体営ため池等整備事業栗下地区）

陳情第20号 陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時30分」

委員長 山浦 安生 君

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。本日は、去る12月6日の本会議で当委員会に付託となりました議案5件、陳情1件の審査と報告1件を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮りをいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づきまして進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、陳情第20号、陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）について審査いたします。陳述人の説明を求めます。  
霧島商工会議所事務局長 細山田 孝文 君

2回目の陳情でございますけれども、本日はお手元のほうに説明書並びに総会資料等を配付させていただきました。また、この説明書に基づきまして、当会議所、中村専務のほうを読み上げ、説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

それでは、霧島商工会議所の専務理事の中村でございます。説明をさせていただきたいと思いません。陳情の経緯について申し上げます。本件陳情につきましては、平成22年9月3日、陳情第26号の陳情書（県人材育成センター跡の活用について）により陳情いたしました。下記の新たな利用実態等をもとに再度役員会（私どもの常議員会）において協議の結果、下記理由により当所が有料賃貸により本施設を借り受け、移転し、その管理運営を行うとともに、市、県、国と連携し、市内商工業者の総合的な人材育成支援施設として有効活用したく再陳情を申し上げた次第でございます。前回陳情時と変わった点について申し上げます。第1に、旧・県人材育成センター閉鎖後の施設利用状況が示しますとおり、一般市民のみならず、商工業者の総合的な人材育成支援施設としてその機能の存続が強く要望されていることであり、残すべき施設であるということです。第2に、表題に明記しましたとおり、当所が施設管理者として入居移転するに当たっては、有料賃貸をお願いするものであり、市の財政負担軽減に貢献するという点です。第3に、旧・県人材育成センターの運営主体でありました財団法人かごしま産業支援センターより各種講座の一部委託など支援する旨内諾を得たことにより、現在のハローワークの国による就業支援と合わせ、県との連携ができ、より充実した人材育成支援施設として機能を発揮できるようになったこととございます。具体的にご説明していきます。まず、第1の「霧島市民、ひいては市内商工業者の総合的な人材育成支援施設としてその機能を残すべき施設である」という点について述べます。旧・県人材育成センターは本年3月末閉鎖後、市の管理となりました。市商工観光部へその利用状況をお聞きしましたところでは、平成23年4月以降10月までの7か月間、ハローワークの就労支援等の職業訓練をはじめ、諸会議、各種セミナーの会場として市内商工業者を含む約1万5,000人と、多くの市民に活用されております。この実績は貸室事業の実績であり、旧・県人材育成センター時代には、センター独自の講座、セミナーの事業が加わりまして約2万9,000人と、より多くの利用実績があったところでございます。この利用実績が示しますとおり、本施設は、誘致企業、京セラ、ソニー、九州タブチ、藤田ワークスのほか、こういう企業のみならず、自社内に人材を育成する体制が取れていない、また会議室・研修室を持っていない零細事業者や、さらには就労に最低限必要なパソコン操作等、基本的なIT講習を必要とする一般就労希望者を含めまして、市内商工業者の総合的な人材育成支援施設として必要な施設であります。議員の皆様の中には市庁舎増築問題に対し、旧人材育成センターを使用したらどうかのご意見の方もおいでと聞いているところでございますが、ただいま申し上げましたとおり貸室事業だけでこれだけの利用実績があることに加えまして、誘致企業などの大手先のみならず小規模零細事業所にとっても、また一般就労希望者の能力アップ就労支援、さらには雇用促進・失業者対策のためにも必要な施設としてその機能の存続・運営が強く望まれるところであり、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。第2の「有料賃貸」につきましては、前回の陳情書の中に有料を明記しておりませんでした。先の産業教育常任委員会の説明の中で

質問を受けまして、有料での貸し付けを希望している旨答弁し、ご理解をいただいておりますが、同委員会以外の議員の皆様の中には無料で借りるのではないかとのご懸念があったともお聞きしておりますので、この度は有料での賃貸希望を明記いたしました。賃貸料につきましては、参考とさせていただきますものとして、旧人材育成センターの運営主体であった財団法人かごしま産業支援センターが、霧島市に支払っていた賃借料の計算基礎をベースに協議させていただきたいと考えております。ただし、県の賃料支払の実績の推移を見ますと、必ずしも景気変動・地価評価額の変化と合っていない面もあるように見受けられます。霧島市は、県から賃料を受け取る反面、センターへ1名派遣されていた点等を考慮に入れ、賃料の額については協議をさせていただきたいと思っております。ちなみに、県の支払実績は、資料によりますと、賃貸料＝固定資産税評価額単価×借受面積×4%と記載されております。旧人材育成センターの平成21年度分の収支状況報告資料を見ますと、機器リース料、設備保守点検費、施設清掃費、光熱水費、その他施設管理に要する経費等の施設管理費として約850万円が計上されております。人件費については市役所からの出向者1名等は別会計処理として0円計上となっております。本年4月、市に返還されて以降の施設維持管理費は、機器類がなくリース料はないといたしましても、年間施設管理費は相当額必要と思われる。さらには、4月から9月まで商工観光部で管理されていた分の人件費換算額、また10月以降管理のため1名新規採用しておられますので、その人件費分等を合わせた総維持管理費額が市の財政負担となっていると考えます。ここに当所が施設を有料賃貸にて借り受け、移転し、施設管理を行うことによりまして、市の財政負担はなくなるとともに、家賃収入が歳入となります。このことが現在の市の歳出削減、歳入増に貢献できることと確信するところであり、ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。第3の「旧・県人材育成センターの運営主体でありました財団法人かごしま産業支援センターより各種講座の一部委託など支援する旨内諾を得たことについて」でございます。財団法人かごしま産業支援センターから「霧島商工会議所が、旧・県人材育成センターの運営管理者となった場合、上野原ビジネスプラザで現在開催しております産業支援センターの各種講座等の開催場所として一部を委託する等、会議所と連携を図っていく」旨内諾を得ることができました。財団法人かごしま産業支援センターでは、4月以降、人材育成センターで行っていた各種セミナー、パソコン講座等を上野原ビジネスプラザで開催しておられるところでございますが、今後開催場所として会議所に講座の一部を委託したいとの意向となったところでございます。また、ハローワークの就業支援の各種講座につきましても、引き続き利用したいとのことであり、国・県との連携により今まで以上に施設の有効活用が可能となったところでございます。現在の霧島商工会議所会館は、3階建て、事務室のほかに会議室が2室、駐車場が会議所公用社用4台、来客用8台、計12台の施設となっております。手狭であったため、融資あっせんなどを行う中小企業相談所を平成15年に中2階に自己資金で増築したところでございます。会議室が不足の状態は解消されておられません。また、人材育成センターの施設は会議所では広すぎるのではないかとのご意見があるともお聞きしておりますが、現在会議所が実施しています事業に加え、会員事業所等が行う社員研修等の会場として使ってもらえる会場貸しや、先ほど申し上げましたとおり県の講座、国のハローワーク関連の各種就業支援講座等を行い、さらには夏祭りの準備の作業室やみこしの常設展示など、会場需要は十分にあり、有効活用できる広さであると考えます。霧島商工会議所の事業につきましては、平成23年6月28日に開催しました平成22年度決算総会の資料をお配りしておりますので、その中でどのような研修会や講習会を開催しているかと、どのような会議室が必要か等をご理解いただきたいと思います。お目通しいただきたいと思います。霧島商工会議所では、「起業塾」、「経営塾」、「融資相談会」、「新入社員教育セミナー」をはじめ、各種「講習会」・「セミナー」等を実施しているところがございますが、現在の会議所会館の老朽化が進んでいることに加え、手狭であり、さらには交通規制等の制約があるため、本件移転を強く要望するところでございます。繰り返しになりますが、旧・県人材育成センターを有料賃貸にて借り受け、移転し、施設管理を行うとともに、各種セミナー、パソコン講座・研修会などを積極的に開催し、県や国とも連携いたしまして、一般市民、ひ

いては霧島市内商工業者の総合的な人材育成支援施設として有効活用したいと考えます。最後に、陳情書に記載しております4について申し上げます。霧島市役所ほか行政施設が隣接します旧・鹿児島県人材育成センターは、市内商工業の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的とする地域総合経済団体にとりまして、利便性、施設規模、駐車場規模など最適な施設であり、将来に向け、商工業者の拠点として必要であります。商工会議所は賃借を強く要望し、以上陳述申し上げました内容につきまして市議会議員の皆様並びに市当局にご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 秋広 眞司 君

商工会議所の組織で勉強をちょっと。この総会資料に載っていますかね。お聞かせ願いたいんですが、旧1市6町ですね、それぞれの組織数が分かっていたら教えてください。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

組織につきましては、まず総会資料のほうの2ページをご覧くださいますと、会員数という2のところ、組織の会員数、これが23年3月31日現在、1,227事業所数になっております。内訳は、個人事業所、法人事業所、ご覧のとおりでございます。それから、組織の欄をずっと見ていただきますと、部会の構成、それから委員会の構成、それから私どもの役員の内訳ですね、34名の者で役員構成をやっております。それから、会議所のほうは組織が議員代表制になっておりまして、議員の名前を1号議員、2号議員、3号議員の3種類の議員の皆様で構成になっております。議員の定数は80名でございます。それで、その中から常議員という役員の方々が選出されまして、先ほどの34名の中の常議員という定数26が役員としてなっておられるところでございます。組織全体につきましては、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。それと、霧島市商工会様の会員数につきましては、私ども正確な数字は聞いておりませんが、おおよそ1,300というふうなところでちょっと記憶しているところでございます。

委員長 山浦 安生 君

旧市町ごとの数は。しばらく休憩します。

[休憩 午前9時48分]

[再開 午前9時49分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 秋広 眞司 君

その旧1市6町の加入しておられる数をお尋ねしているところなんです、どれくらいおられるのか。概略でいいですから、国分が何名、隼人が何名、概略でいいですから。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

ちょっと資料を今日は持っておりません。

委員長 山浦 安生 君

あとでその数につきましては報告していただいたらというふうに思うんですが、できましたら午前中に、事務局にでも結構ですので。ほかにありませんか。

委員 時任 英寛 君

今組織概要をお知らせいただいたんですけども、この資料を見せていただくと、7ページに事務局の機構という形で載っております。専務理事がいらっしゃる、事務局長、総務企画課、中小企業相談所、結局中小企業相談所というのも一つの課と考えれば2課と、このように理解すればよろしいでしょうか。それと、職員数が何名いらっしゃるかお尋ねいたします。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

2課という考え方で結構でございます。それから、職員数につきましては9ページの(2)の②

に載っております。トータル15ということになります。内訳は記載のとおりでございます。

委員 木野田 恵美子 君

商工会議所と商工会の違いは、私はこの市議になってから商工会議所というのを知りまして、旧霧島町では商工会議所というのにはなかったんですね。だから、商工会は一生懸命していらしたのでよく知っていますけれども、大きな違いと言ったらどういうのがあるんでしょうか。ちょっと初歩的なことでお尋ねしますけれども。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

大きな違いと言いますのは、資料の3ページ、(2) 特定商工業者というのがございますが、商工会さんではない、これは特定商工業者というのを把握しなさいというようなことになっています。商工会議所地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20名以上（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業について営む者については5名以上）であるそういうところ、それから資本金額または払込済出資総額が300万円以上の方々について商工業者の名簿、商工名鑑というかそういったものを作り管理しなさいというようなことが商工会議所には義務付けられておまして、これがちょっと商工会さんとは違う事業の一つです。ほかのやっております内容につきましては各商工業者の皆様方の経営についてのいろんなご相談、融資あっせんから税の申告、そういったこと、それから創業の融資あっせん、そういった相談を含めまして商工業者の応援、支援する事業はすべてやっておりますので、その辺は商工会さんと全く一緒に、相談所の人間につきましては商工会さんの経営指導員の皆さんと全く一緒に、県のほうからの管理になっております。ですから、違いますが一般職員がいるいないの問題で、そして一般職員はどんなことをやりますかと言うと、例えば商工会さんであれば、いろんなイベント関係につきましては経営指導員の方々がやっておられますが、私どものほうでは一般職員のほうの担当としてやります。商工会さんのところは指導員の方とその支援員の方々だけで運営をされていると。私どもは経営指導員プラス経営支援員、その人数と同等くらい一般職員を雇わないといけないという以前は国の縛りがありましたので、それについていろいろ運営をしているということになっております。構成員が今のように違います。県の補助金、給料の補助がある部分が相談所、そして一般職員は会費で賄えというのがあります。組織の面とこの事業の面、あと実際にやっている事業の細かいことについてはほとんどもう同じようなことをやっているというふうに思っていたければですね。それから、現在私どものところでやっているのは原産地証明とか、海外に日本で作った品物ですよという、例えば霧島市内の方々が例えば私どもに、これは輸出するために日本で、霧島で作ったものですよという証明が必要なきがあります。そういうときには会議所のほうで今原産地証明というのを発行したり、そういう事業もやっております。ちょっと要を得ませんけれども、また質問にお答えさせていただきたいと思えます。

委員 木野田 恵美子 君

私のうちも小さな事業をしておりましたので商工会に入っておりましたけれども、従業員が20人以上いるのが大きく、分かりやすく言いますと商工会議所。何で私は商工会があるのに商工会議所と似たようなのがまたあるのかなとずっと疑問に思っていましたので、今日お話を聞いて大体分かりましたけれども、そういった大きな事業の大きな組織の人たちが会議所に入るわけですか。そうじゃないんですか。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

今の委員のご理解、ちょっと違っているのは私の説明がまずうございました。この特定商工業者というのはこういう特定商工業者に該当する人たちの名簿を作りなさいというのが会議所に課せられた一つの仕事です。商工会さんにはそれはありません。だから、商工会さんにもこういう方々の会員はたくさんおられます。商工会にも20名以上とか、それはもう当然のことです。商工会議所に義務付けられたこの特定商工業者というのは、そういう名簿を作っていつでも閲覧できるようにしなさいよということを義務付けられております。ですから、こういう方々だけを相手にする組織ではありません。それこそご家族だけで、ご主人、奥様だけでやっておられる方をはじめ、本当に自

分だけでやっておられる方も含めていろんな規模の事業者さんもおられます。ですから、先ほど申し上げました会員の内訳の中で個人と法人に分けてありますが、2ページのところの1,227の会員数の内訳が、個人事業者の方々が577事業所です。これは、もう個人でやっておられる方です。ですから、法人が650事業所ありますけれども、この法人も資本金が大きい、例えば京セラさん、ソニーさんをはじめまして、本当に合資会社も含まれておりますし、有限会社も含まれておりますので、そういう規模で会議所が会員を選んでいると、そういうものではございません。それと、会議所と商工会の違いは、法律が全く、商工会法と商工会議所法と二つ分かれて、その管理下の中で動いておりますということが一つあります。

委員 徳田 拓志 君

2点ほどお尋ねしたいと思いますが、役員会、つまり常議員会ですかね、常議員会で話をしているというようなことなんですが、これは総会の資料の中ではどこか出ていますかね。こういう議題があったよというような形ですね。それがまず第1点ですね。それと、いわゆる家賃ですね。家賃を市と今後相談していくということでの説明でしたけど、今日私たちは採択まであるいは採決という形まで持っていかなければいけないものですから、おおよそ家賃をどのくらい考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

まず、常議員会の議題にどこに出ているかということにつきましては、この資料が前期の平成23年3月までのものですので、載るとしたらこのページの中を見ていただきますと会議というのが11ページから載っております。議員総会が昨年度は3回ございまして、そのあと常議員会というのがこれが今ご指摘の役員会でございます。これは昨年度の分ですのでこの中には出ておりません。平成22年5月3日の陳情第26号の件につきましては、これは報告でたしか陳情書提出について載っていたと思います。14ページの報告1、ここで報告をしました。その前に、8月25日の陳情書提出についてというところでも、ここで議論もしているわけでありまして。ですから、今回の陳情につきましては、不採択の通知をいただきまして今期に入って常議員会でやっておりますので、ここには出てきておりません。それから、賃料につきましては県人材育成センターの資料を調べましたところ、昭和62年、これは158万6,200円県は払っておられます。以下、平成元年が181万4,612円、平成4年が158万6,200円、平成7年が214万1,158円、平成8年が269万6,116円、平成9年が325万1,075円、平成10年が465万3,276円、平成13年が959万3,337円、平成16年が538万8,892円、平成19年が546万3,887円、それから平成22年が521万8,590円というふうに私ども調べたところではなっているようでございます。ただし、先ほど申し上げましたように市のほうからここには一人派遣しておられまして、結局人を派遣する代わりにこれだけの賃料をもらっていたということもあると思いますので、その辺は私どももお借りするときに市のほうから派遣があれば同じような金額も考えられますけれども、派遣がないのであればその辺は一応協議させていただきたいというふうな考え方で、ですから現在は金額につきましては申し上げるところまではありませんが、十分市の財政のほうと協議させていただければと思っております。

委員 徳田 拓志 君

今賃料のことを、おおむね22年度のペースでいきますと520万円ちょっとという形です。市の派遣のほうはまた行政当局に質問したいと思うんですが、人件費と相殺という形を商工会議所さんとしてはお望みなのかなという気がするんですが、その理解でよろしいですか。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

基本的にはそういうことになるかと思えます。協議させていただきたいというのは520万円という金額が実績がございまして、それについては人の派遣で一部相殺されているのではないかというふうに思っておりますので、そういう取り扱いをしていただければ私どももその辺は助かるなという気はしております。それから、この霧島市内の一般市民の方々、例えば就職したいけど自分の技術がない、何か研修を受けないといけないということでハローワークでいろいろ一番の本当の基礎

のパソコン講座から受けておられます。それから、ハローワークで次のステップアップのために講座を受けて、そういう施設としてそこを使っている部分もあります。だから、例えば私どもが入りましたときに国と県はそういうふうな形で連携が今、今後も使うよということで言われておりますが、私どもとしては市のほうのそういった支援というか、そういう一般市民のための市としての人材育成支援、そういうことについてを何かご支援いただければなというふうには思っておりますが、具体的には今のところはありません。国と県はこういうふうに関心のある地区の就労支援を含め、失業対策として一生懸命やっておられますので、市のほうについても何かそういう支援をしていただければ、またよりうまく有効に活用できるのではないかとというふうに希望するところであります。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

今回出されたのは変わった点が3点ほどありまして、それにはいろいろとその機能の存続とか賃料が出てくるとか、そういうことが書いてあります。私はちょっと気になるのは公平性というのはどういう形で図られていくのかと。例えば、商工会議所があそこを賃貸で借りた場合に、例えば商工会の方々のどういう扱いというか、利用をするに当たっての扱いはどういうふうになるのか。どうしてもここで家賃という形でお支払いをすればそれは商工会議所が当たり前だよ、優先するよということになれば、この今まで県・国がやってきた人材育成の公平という観点からすればちょっと不公平が生じるのではないかなという気もするんですよ。ただ、必要性は今こうして示されているとおり多分にあると思います。ただ、私が思うのはその公平性というのはどういうふうに関心されていくのか、少しお話しください。

霧島商工会議所専務理事 中村 博昭 君

現在の利用実績でも国分地区だけではございません。霧島市内全域、始良、加治木、あちらのほうからも来ておられます。ですから、会議所だけの会員様のための利用ということは全く考えておりません。私どもはこうやって講座をするに当たっては、霧島市内全体を中心に、ですから商工会の会員の皆様も利用されるときにはいつでもそういうセミナーにも自由に参加できますし、そんな制限は一切ありません。そういうつもりで公平性は私どもはもう全く保てるというふうに思っております。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第20号について、陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 午前10時9分]

[再開 午前10時10分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、議案5件及び陳情1件について現地調査を行いますので、玄関前にご集合ください。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 午前10時11分]

[再開 午後3時00分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、議案第82号、指定管理者の指定について（霧島市丸

岡会館 外5施設)の審査を行います。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 萬徳 茂樹 君

それでは、農林水産部、商工観光部、建設部の議案につきましてご説明申し上げます。議案第82号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものでございます。なお、詳細につきましては各担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

横川産業建設課長 原田 修 君

午前中の現地調査ご苦労様でした。引き続きご説明のほうに入らせていただきます。議案第82号、指定管理者の指定についてご説明いたします。35ページをお開きください。対象施設名は霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設の6施設でございます。次に、指定管理者の概要及び選定結果についてご説明いたします。資料は37ページから39ページをお開きください。指定管理候補者となるきりしまPPP株式会社は、資本金1,000万円、従業員数48人で、平成17年9月14日に設立された会社で、主に一般土木建築工事業、造園及び緑地事業の請負、設計、施工並びに管理、スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン、ホテル、旅館等宿泊施設及び売店の経営、警備、保安業務の請負等を行っております。また、今回の指定管理者の申請は民間事業者2社、公社・公益法人等1社の計3つの団体から申請があり、指定管理者候補選定委員会で申請者から提出された提案書類を審査し、施設担当課へのヒアリング、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等を行った結果、きりしまPPP株式会社が829点という最高得点の評点結果となりました。この評点結果を受け、最高得点者の事業計画書等について管理運営上の基本方針、管理運営体制及び計画、サービス向上に関する提案及び収支予算案等を総合的に審査した結果、過去の管理実績により施設運営のノウハウを有していること、良い自主事業の提案が多く確認できたこと、施設管理の責任体制が確立していることが確認できたことから、当施設の指定管理者候補にふさわしいとして選定を行ったものであります。指定の期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。なお、丸岡公園を所管する課は商工観光部商工振興課、建設部都市整備課、横川総合支所産業建設課の3課でございますが、それぞれが所管する施設の概要についての説明は、各担当課長が行います。はじめに、横川総合支所産業建設課が所管する霧島市横川体験農園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設の3施設についてご説明いたします。資料36ページの2番、霧島市横川体験農園についてであります。平成11年度に開設されたもので、1区画が14㎡から540㎡まであり、全部で31区画、総面積として2,322㎡でございます。年間利用者数、年間利用料金は平成22年度実績で、利用者数が3名、利用料金が4,200円となっております。次に、資料37ページの5番、霧島市横川農業交流センターについてであります。体験農園と同じく平成11年度に開設された鉄骨平屋建て、延べ床面積790.9㎡で、加工施設や会議室、シャワー施設等が配置され、農業者の会議や交流の場として活用されています。年間利用者数、年間利用料金は平成22年度実績で、利用者数が4,182人、利用料金が138万5,680円となっております。なお、以上の2施設は県営中山間地域活性化総合整備事業により建設されたものでございます。次に、同ページの6番でございますが、霧島市森林活用環境施設についてご説明いたします。開設は交流センターと同じく平成11年度でございます。1棟当たりの延べ床面積は52.17㎡で木造2階建てが8棟あります。特徴としましては、別荘感覚のする冷暖房を完備したコンパクトな造りであり、1年を通じ多くの方々の利用があります。年間利用者数、年間利用料金は平成22年度実績で、利用者数が2,885人、利用料金が829万9,140円となっております。この施設は林業構造改善事業で建設されたものでございます。以上、横川総合支所産業建設課所管分の説明を終わります。

商工振興課長 池田 洋一 君

議案第82号について、商工振興課所管の施設の説明をいたします。資料36ページの1番、霧島市

丸岡会館についてであります。昭和59年度に開設され、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積が706.4㎡で、集会室や調理室等があります。また、平成16年度にレストラン「まるおか桜苑」が併設されております。平成22年度の年間利用者数は5万3,458人で、年間利用料金は3,776万8,463円となっております。なお、丸岡会館は旧雇用促進事業団が建設し、旧横川町に移管されたものでございます。次に、3番の霧島市横川勤労者技術研修館についてであります。昭和59年度に開設され、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積が185.12㎡で、研修室等があります。平成22年度の年間利用者数は390人、年間利用料金は3,920円となっております。なお、横川勤労者技術研修館は国の工業再配置促進法補助事業を活用して建設されたものでございます。

都市整備課長 川東 千尋 君

続きまして、都市整備課所管の施設についてご説明を申し上げます。資料36ページの4番目でございます。丸岡公園です。昭和43年度に開設され、総面積が27万2,000㎡の都市公園でございます。主な施設といたしまして、緑地公園、グラウンド、ゴーカート場、スロープカー等があり、平成22年度の実績で、施設の年間利用者数が3万6,930人、年間利用料金が512万2,100円となっております。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 時任 英寛 君

まず、総合的なことでお聞きをいたしますけれども、今横川総合支所とそれから商工観光部、建設部都市整備課ですね、この3課から説明をいただいたわけですが、やはり結局この3課が窓口にならざるを得ないという状況が、やはり議会でもありましたけれども、連絡の不徹底とか意思の疎通が取れないとかそういうような状況にあるんじゃないかと。だから、ワンストップじゃないですけども窓口を一元化して、予算的なものはそれぞれの主務課で付けていけばいいと思いますけれども、結局ここは都市整備課の部分、ここは商工振興課の部分、これは横川総合支所産業建設課の部分という形で分かれてしまうから、総合的な問題点というのが非常に出てくるという認識をしているんですけども、今日は建設部長はお見えになっていませんけれども、実際3部長がここに来なければならぬような状況にあるわけございまして、そのあたりを今後改善はできないのかというのをまず最初にお聞きをしたいと思います。できれば、職員の人員等の関係もありますけれども、人員を一人、そういう配置をして、横川総合支所の産業建設課、ここが窓口一本化になれば、これはもう地元であるし、すぐ状況も把握できるし、非常にやりやすいと思うんですけどね、仕事自体も。結局私どもも今日視察をするとなった場合、丸岡に行ったらもう大名行列のような状況で行かざるを得ないということですので、横川総合支所で一本化できないか、そこあたりの協議というのはなされていないのか、ちょっとお聞きをします。

横川産業建設課長 原田 修 君

今横川総合支所のほうで窓口をというようなお話でございましたけれども、非常に機構改革等も進んでまいります。のちのち出張所というような話もちょっと垣間見えている中で、ひとつ仕事を、我々がいる間はそれはもうしろと言われればそれは当然やっていく覚悟ではあるんですけども、のちのちやはり都市公園というような中で、合併をした中でいろんな都市公園もあるわけございまして、その中で長い目で見たときに、いずれ誰が管理をするべきものなのか、どんな施設であるものなのか、それもやはり重々検討して、今までの現体制の中で横川総合支所ということで動くのであれば、例えば産業建設課が残るというようなことであるならばそれはもう別に構わないと思いますけれども、そういうことが見えない中でそれを受け持ったときに、無責任な管理になってはいけません。大事な公園ですので、これは霧島市の公園でございますので、何も横川の公園でもございませぬので、全体的に考えたときにいずれどこで管理をすべきなのかというのは今後議論すべき点ではなかろうかと、このように考えております。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩いたします。

[休憩 午後3時15分]

[再開 午後3時16分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。ほかにございませんか。

委員 徳田 拓志 君

今回の選定結果ですね、民間事業者2社、公益法人等1社ということでなっておりますが、前回はたしか今現在請け負っていらっしゃるところが1社だったと思います。今回3社になって評価点も大分上がっていますよね。829点ということですので100点以上上がっているんですが、今回プレゼンテーションをした結果、あるいはヒアリングをした結果、829点になった最大の理由というか、お知らせいただいて、その3社の違いといった特徴はどんなものがあつたのか、お聞きいたします。

委員長 山浦 安生 君

ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後3時18分]

[再開 午後3時39分]

委員長 山浦 安生 君

それでは再開いたします。答弁をお願いします。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

丸岡公園の選定委員会で、前回と今回の点数の違いということで、なぜ今回この点数が増えたかということでございますけれども、まず1点目が、前回丸岡公園の場合には11人の審査員で審査したということで、一人持ち点100点は変わっておりませんけれども、その中で705点であったということ。今回は12人の審査員で審査いたしまして、それで持ち点同じく100点でございまして829点となっております。それと、今度は点数の付け方が若干変わっております。丸岡公園に最初に導入したときには、それまで直営施設であったということからそれまでの管理状態を50点、50%というようなことで審査員の方たちにはそれより優れていればそれより上に点数を付けてくださいというような形でしておりました。今回は審査方法が、それから何年か経過しておまして、審査の方法等もあまり審査員の方々に混乱がないようにというようなことで、今回はA、B、C、D、Eの5段階で、0.2点から1点まで5段階ですね、その5段階で付けていただくようにしまして、0.6というのが標準というような形になりましたので、その差でも若干点数的には総体的に上がるというような傾向にあらうかと思えます。ですから、全体の場合、標準というところでは全体の人数×100点の半分が標準であらうというような考え方でございましたけれども、今回は6割取っていれば標準であらうというような考え方に変わっております。

委員長 山浦 安生 君

もう一点、大きな違い、全部で3社あつたんでしょう。そのほか2社との大きな違い、点。しばらく休憩します。

[休憩 午後3時42分]

[再開 午後3時43分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 徳田 拓志 君

別な角度からちょっとお尋ねしますけど、平成19年でしたかね前回の、18年、指定を受けたのが。そのときの申請が、同じきりしまPPPのほうでは従業員数が30名という形で申請をされているんですが、設立年月日が17年9月14日、資本金1,000万円ということになつてはいるんですが、今回この説明の中では従業員数が48名と、17年9月14日設立となつてはいるんですが、これは第1回目に指定されたときからすると、いわゆる雇用が増えたということに考えていいのか。あるいはその雇用

が増えたという実績でもって持ち点というのが高くなっていたのか。その辺のを加味されたんですかと、こういうお尋ねでどうでしょうか。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

先ほどの従業員数が増えたということは、おそらく最初はまだPPPも5社で設立した会社ということで始めたばかりのころでしたので、その人数だったというふうに思います。そして、現在はたくさんの施設を持っていらっしゃると思いますので、そういった中で雇用が生まれて今の人数になっているのではないかとこのように思います。それと、その辺が加味されたかということでございますけれども、それぞれ委員の皆様方が提案書を見ながら、そして今お配りのその審査表に照らし合わせながらそれぞれのお考えで点数を付けていただいておりますので、例えば4番目の必要な人員及びとかその辺を有しているかとかこういったところの判断材料になったのではないかとこのように思います。

委員 徳田 拓志 君

丸岡公園だけを考えてみますと、雇用状況は今どのような状況ですか。

商工振興課長 池田 洋一 君

丸岡公園でいけば、アルバイト、短期的な忙しい時期のアルバイト等も含めると27名ということでございます。内訳につきましては、全体管理の施設長が1名、常勤が1名の計2名。丸岡会館等では料理長と、常勤が4名、パートが8名、繁忙期のアルバイトが4名。それと、公園で常勤が2名、アルバイトが3名。それと、農業交流センター、これが常勤が2名、アルバイトが1名ということで、全体で27名と。先ほど丸岡会館のパートが8名と言いましたけれども、このパートの中にはそういう繁忙期と申しますか、そういう方がおられます。

委員 徳田 拓志 君

ということは、判定の中に前の事業形態、組織体というか、パートの人数とか雇用の。今現在のものと比較して減ったと、人数的には減っていますよね。減ったという、加味するというのは先ほど4番目の項目を加味されての検討結果ではないでしょうかということでしたけれども、これはさほど雇用が減ることについての問題点はないのでしょうか。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午後3時49分]

[再開 午後3時54分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

委員は、前は11人、そして今回は12人ということで、まず人数の差がございます。持ち点は同じく100点を持っていらっしゃいます。そして、その点数の付け方ですけれども、それぞれの項目に、評価するときに皆さんその考え方でばらつきがつかないように、ある程度の統一した考え方ということで、最初施設を直営から指定管理に導入するときに、直営でしていたときのその状態を、現状を、そのときを5点と教えてください。それについて、5点に対してそれより良くなるような提案であれば点数を加えてくださいと。悪くなるようであれば減点してくださいというようなことをお願いしまして、その中でいろんな資料等を確認したり、そのヒアリングをしたりという中で点数を付けられて、その合計が先ほど言った700点くらいの点数が付いたということです。それと、もう一回、現在の評点の仕方につきましては、その半分というのもちよっとあいまいなところがあるのかなというようなことで、そこには5段階に、付けやすいような形でA、B、C、D、Eというような形で付けていただくということで。そして、真ん中を点数配分の関係で0.6というような形にしたものですから、以前は5割、標準であれば5割だったところがここが標準だと思われるところが6割になったということがございます。その中で標準よりいい提案になっていけばそれに対

してCからB、Aに上がるだろうし、今より悪くなるような提案であろうと、例えばそのいろんな資料等を見て悪いというか、今よりちょっと落ちるかなというようなところではそれがCがDになり、Eになるというようなことで、ただ項目の中でそのA、B、Cの項目×そのまま点数ではなくて、一つの項目の中にそういう項目がいくつかございますので、それらを平均したものに対して全体というか、その項目に点数を割り振った、公募の段階で割り振った点数がございまして、それをかけたものが点数という形になるということでございまして。ですから、先ほど言われたように、もともと持ち点があるという考え方ではなくて、標準と思われるものが、例えば5割であったものが今回6割ということで、ちょっと平均的に上がった分もあるのではないかというふうなことでございまして。

委員 徳田 拓志 君

もともと持ち点があるということではなくて、今0.6とおっしゃいました。これはA、B、Cで言うとCに該当するということですよ。そうすると、今回受けた方は平成19年4月から5年間やってこられているわけですね。その間に今回提案をされたときに、例えば当初提案をされたときに従業員の方が27名いたと、PPPで、その丸岡公園ですね。今度27が25になったと。2という雇用が減ったということで今度再申請ですよ、今回再申請。そういうのがマイナスポイントとして見られるのかと、そういう項目というのがあるんですかと、まずその部分だけ聞きましょう。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

具体的にその施設である程度の人数で管理していて、今回提案でその人数を減らした形で提案、それがちょっと確かにこの審査項目の中にはございませぬ。入っていないところです。その提案というのは質問等もちょっと出ておりませんでしたので、それをどういうふうにか考えるかというのは審査員の皆様の考え方にしかちょっとないところだというふうにか考えています。

委員 徳田 拓志 君

あと新規事業の提案をしるということの項目もございまして。自主事業ですよ。今までと違ったものということで考えていいのか、私今新規事業と言いましたが、自主事業ということはどうのようなものなのか。新規事業でなければ自主事業ということはどうのようのものなのか。その辺をちょっと。例えばクリスマスのイルミネーションの大会をしました。星空観察会、こういったのは今までも旧横川町時代からやっていたわけですよ。それが自主事業なのかどうか、それも含めて。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

自主事業の考え方につきましては、協定の中で1項目ございまして、本業務の範囲外の業務というようなことで、横川の協定書でしたら44条の中にあるんですけれども、本施設の設置目的に合致しかつ本業務の実施を妨げない範囲において自己の責任と費用により自主事業を実施することができるというようなふうにか決めてあります。これはどういうことかと言いますと、その施設の要はその利用者を増やしたりとか、その施設のそういう雇用効果を高める意味で、指定管理者が独自のそういうノウハウ等で、ノウハウに限らないんですけれども、そういったものでその施設の設置目的に合致した範囲内でその利用促進とかそういったものを上げる、実際の受けている業務以外に自分たちで行う業務という位置付けでございまして、自主事業をたくさん提案されていますけれども、これらを実際実施するには担当課のほうと打ち合わせをします。そして、その中で当然料金等の設定も、あまり公の施設にふさわしくないような金額設定というのは当然マイナスイメージ等もございまして、そこはもう担当課のほうと十分協議した中で金額とかそういったもの等も決めることになろうかと思っております。

委員 徳田 拓志 君

パークゴルフの自主事業の申請を前回はされておりましたよね。今回はパークゴルフの予定地はここだったんだということで現地視察もしたんですが、今回取りやめたわけですよ、自主事業として。その辺の評価も含めて今後パークゴルフに代わる自主事業としてどのようなものが提案されたのかお尋ねします。

都市整備課長 川東 千尋 君

パークゴルフの提案につきましては、前回も同じ今回の候補者からありまして、それは最初緑地広場、あそこの部分でやりたいと。そこは草を刈るだけでそんなに費用もかからないということだったんですが、こちらのほうとのほかの球技等、グラウンドゴルフとかそういったところとの競合もありましたので、一応この期間中ではその実施についてはこちらのほうで抑えたということで、自主事業も実施されておられません、パークゴルフ場としてはですね。今回また新たにその谷の部分でまたパークゴルフ場をやりたいということだったんですが、それはあくまで行政のほうに施設を造っていただいてということでしたので、今回もこちらのほうで、それを参考に検討はいたしますけど、自主事業としてはなされないということで、前回の期間も今後も自主事業としての活用は含まれてはいないということをご理解いただきたいと思います。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

先ほどの補足で説明を、今ちょっと分かりましたのでしておきます。先ほどの徳田委員のPPPのこの従業員数の考え方でですけど、今手元の資料を見ますと、まずこのきりしまPPPについては地元の5社の企業が出資して設立をされた会社でありまして、4年余りが経っていると。そういった形で運営開始当初は運営方法等が手探りで、2年度くらいまでは若干の赤字が続いてきたということでございますが、3年目から黒字に転換してきましたというような形で、当初、先ほどあったように従業員数が30名から出発をされて、そして現行48名に、PPPそのものの全体の数が増えているというふうになっていると思います。そして、今ちょっと丸岡公園の、先ほど池田商工振興課長からありましたように提案があった計画書を見ますと、その中の人件費の中に先ほどの季節アルバイトを含めての27名の雇用が計画されておりますが、季節アルバイトを除くと常勤とパートだけで21名というふうになっております。これを現行の、今職員を確認しますとアルバイトを除いて19名ということですので、トータルでいくと次年度以降の計画としては2名が増えるというような形の計画がしてありますので、丸岡公園そのものについての従業員としては2名が増えると。そして、そういったことを加味してそのきりしまPPPそのものの会社全体は30名から48名に増えていると。そういった考えであろうというふうに思います。

委員 西村 新一郎 君

この指定管理について総体で、徳田課長もお見えでございますので、基本的にちょっと伺っておきたいと思うんですが、18年から指定管理を一応こうして霧島市もされるようになりまして。そして、24年のこうして5年間の期間で定めようとしていると。そうしたときに、それぞれ指定管理に対して応募される方々に対して門戸がどういう形で開かれているかなという姿が我々には感じられないんですよ。継続ずっともう随意で契約されているという形でしか、今のスタイルだったらそういう形になってしまうのかなと。参考までですね、この我々この委員会に提案された議案以外も含めて総体でいくつあって、どこがどういうふうに変ったかと。ここは説明できるでしょう。もうずっと私は継続になるんじゃないかな、このやり方だったら。こういうふうにも思えてならないわけですよ。そこについてどういうふうに、ちょっと聞かせていただだけませんか。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

指定管理者制度につきましては平成18年度から、合併直後から取り組んでまいりまして、平成18年度の4月から導入してきております。導入するに当たりましては、導入の指針というようなものを策定いたしました。これはもう合併協議会の時代からそれぞれのところが、平成15年で自治法改正がございまして、3年間の猶予ということで、それまでに指定管理者制度に移行しないとけない、移行しない場合は直接直営をしないとけないというような自治法の改正がございまして、ですからそれまでどこも合併前に取り組んでおりませんでした。そして、協議会の中でそういった指針等の素案をもんで、合併してすぐにそういう指針を策定いたしまして、平成18年度から本格的に導入したところでございます。最初は、まず最初に導入した施設は自治公民館、そういったところをお願いしておりますそういった施設を自治公民館の皆様が使っていらっしゃるそういった地域の

施設として使っていらっしやったところ、そういったところにはもう直接そういったところは公募にはなじまないだろうというようなことから、18年から導入しておりますけれども、18年9月からはその中でも民間の方々でも十分意欲を持って参加していただけるであろうというような施設から順次導入をしてきたところでございます。そして、指定管理者制度そのものでその期間というのが設けてあるというのが今委員のほうからもありましたけれども、同じところが危機感も持たずにずっとするのがいいのかどうかというような議論もあって、3年から5年、最初始めるときにはどこもまだ手探りの状態でしたので3年から5年というようなところで導入が進んで、これはもう全国的にそういった形で進んできたようでございます。ところが、いざ今度は事業を請け負った指定管理者につきましては、たった3年から5年では投資をしても思い切った投資ができないというようなこと等もございまして、そこにはちょっと指定管理者制度としての自由度というのが発揮できないのかなというようなことありまして、現在では霧島市の場合は指定期間は5年と、おおむね5年というようなことでしているところでございます。短くなった場合には見直し期間等が、3年なら3年後にもう一回見直しをするというような決まっている施設なんかにつきましては、短い期間でありますけれども大方は5年という形で更新の作業をしているところでございます。それと、この公募が皆さんに知られていないというようなことでございましたけれども、まず公募の手続きとしましてはその更新の時期がまいりましたら当然その前の年度でその更新作業、公募作業というのをしないといけませんので、その際には時期的には7月、8月くらいになりますけれども広報誌でまず募集をいたします。そして、当然ホームページにも載せます。その中で1か月間、ものによっては1か月を超す募集期間というのを持って応募していただくというようなふうになっているところでございます。結果的に同じところが取っているケースがございますけれども、皆さんたった1社の競争でされたということでもございませぬし、場所においてはそういうところもございませぬけれども、どこもまた新規のそういったところに提案されてきたところもございまして、その中でどうしてもそれまでの実績、そういったものは若干やはり加味されるところがあるのかなと。そこで、きれいな管理の仕方、いい管理の仕方等がされているところはやはりそれなりに評価もされているのかなという気はしておりますけれども、ただこれまでに全く変わっていないかと言うと、指定管理を代わられたところもございまして、それはもう本人さんたちが再度そこはしないというようなことで提案もされなかったというのと、その施設だったら自分たちがやってもいいかなというような形で新たにそういう分野に手を出されたというようなことで、若干のそういう入れ替わり等は確認しているところでございますけれども、現在そういった施設、すべて言ひまして議会等でも言っておりますけれども現在159の施設に導入しているところでございます。今回公営住宅等も入りますので、施設数としたらかなりの数が導入という形になろうかと思ひます。

委員 西村 新一郎 君

この審査表を初めて見させていただきました。大きく五つに分けてありますね。ここで、いわゆるヒアリングですよ。ヒアリングに対してどういう評価点を付けているのかと。極論しますと、この五つの審査項目で50点、ヒアリングが50点と。このくらいヒアリングにウェイトをおいて私は指定管理をしていかなければ、新たな方々の参入というのは非常に難しいであろうと。ちょっとでも利用客の多いような施設についての指定管理は既得指定管理者は手放すことはしないと思ひますよ。そして、そのような選定基準になっているということをご指摘申し上げておきたいというふうに思ひます。

委員 時任 英寛 君

ほとんどの施設が、修繕料が大体10万円以上を超えるものが市の負担として支出がされているようでございますけれども、これは直接指定の集会施設等も、これは5万円とかまた若干の幅はあるんですけども、ただこの例えば10万円になるまで待とうとか、ほかの修繕が出てくるまで待ってまとめて出すとか、そういう行為は見られませんか。一つで10万円と考えるのか、1か所の施設で10万円と考えるのか、いくつか修繕をかけたところが10万円を超えたら合わせて10万円と考えるの

か、ここあたりの考え方が非常にあやふや、前も本会議で聞かれたときもあやふやだったですからですね。そのあたりをちょっとはっきりしましょうか。そうでないと、直接指定の公民館なんかからもクレームが来るんですよ。その設定の仕方がおかしいとかですね。まとまって10万円だったらあなたたちがしなさいとか、こことこことここと言ってですね。だからそのあたりの基準を明確にしておかないと施設ごとにばらばらなそういう修繕料の出し方をしていったらいけないと考えますけれども、徳田課長、いかがですか。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

修繕料の考え方につきましては、それぞれの先進の所等も勉強させていただいたところですが、そもそもその修繕料というのを持っていれば素早い対応ができるというようなことで、ある程度その10万円という線を切らせていただいておりますけれども、基本的には、例えば積み重ねてくれば10万円になるというようなことですが、その10万円以上の修繕をするときには担当課と協議をして、当然担当課のほうで予算化してすることになりますので、当然そこでは聞き取りとかそういう形で、ふさわしくない、本当に消耗品的なものがそういう形で上がってくるのはおかしいというようなことは当然指摘できる部分ではないかなというふうに考えています。それと、直接指定の自治会の方々をお願いしているような施設につきましては、これは我々のほうではもう関知しておりませんが、最初のときに公募のほうでそういった形を取りましたので、それと今まで長年、合併前からそういった管理の仕方をされてきていた、そういったものが踏襲されている部分もあるんじゃないかなというふうに思います。ですから、その意味では言われるように整理ができていないのかなというふうに考えます。

委員 時任 英寛 君

いくつか今日も指定管理が出ておりますけれども、担当課で協議してと。ところが、その担当課で協議した部分について、例えば今この丸岡みたいにも3部が入ってくるような、公園部分は都市整備課と語ったならこれは良かったと、この修繕料はできたと。商工振興課と語ったならこれは認めてくれなかったとか、こういうのが発生する可能性はあります。したがって、その部分についてのやはり市での統一見解的なものはしっかりと定めておいたほうが良いと思います。自治会でも避難所になっております。台風で避難所を開設して、台風の風で窓ガラスが割れて、公民館でそれは修繕をしてくれというのが来たんですよ。館長が怒って出て行ったら、こっちでしますとなったんですけれども、そういう使用目的外に使ったときの修繕料の発生とかいろんなパターンがあると思いますので、そのあたりは精査しておかないと、あそこの業者は良かった、ここの業者はいけなかったというようなことがないように、この修繕料というのはずっと引っ付いて回っていくものですから、そのあたりはしっかりと協議をしていただいて、協定書というか、協定の中でもしっかりと協議を詰めていただきたいと、これは要望しておきます。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

修繕料についてはいろんなケースがあって、言われるように災害、台風、そういったものがあるかと思いますが、ある程度のはリスク分担という中で明記しておりますので、災害とかそういった部分、あるいはそういったものについては市側も補助がきく部分等もありますので、そういったところは十分担当課と打ち合わせをしていただければいいのかなと思います。それと、もう一つだけ。この修繕料につきましては指定管理者の公募施設で指定管理者の運営協議会というのがございまして、その指定管理者の方々と我々行政と一緒に話をする場があるんですけれども、そこでも同じような疑問がありまして、そのときに指定管理者とある程度確認しているのは、資本的なというかそういった部分にかかわるような修繕部分であれば市のほうも見ないといけなのではないでしょうか。それから、本当に日常業務で発生するような消耗品、そういったものの積み重ねの部分というのは指定管理者のほうでというような、そういった話はしたところでございまして、それをきっちり決めた部分があるかということ、まだそこまでは至っていないところで

委員 西村 新一郎 君

今回の指定管理について、それぞれ数多くありますよね。費用的にはいくら、対18年の指定管理費と今回提案されようとしているPPPになっていますよね。費用的にはどうなんですか。

行政改革推進課長 徳田 忍 君

丸岡公園のことについて申しますと、前回はその直営施設のときから指定管理のほうを導入するというようなことをごさいましたので、その際は必要な、指定管理を預けるものだけで計算しまして、そのときには今まで何度もお知らせしておりますけれども、直営施設から入るときには95%させていただいて、そのときにはその5%のメリットがございました。そして、今回はその5%で管理されている現在の管理の状態を確認させていただいておりますので、その状態からさらに5%というのはもうちょっとそこはできないのではないかなというようなことで、これはもう今までも更新施設ではそれはやっております。ですから、その時期から今度は金額的には基準価格も上がっております。これはなぜかと言いますと、使用料の見直しがございます、安くなった分、どうしてもその儲けが下がるであろうということがございました。それから、いろんな水道料金が上がったりとかそういったこの5年間で料金的な見直しを行ったところで担当課のほうで設定をいたしております。そして、ただその基準価格との差額がじゃあ何%だったかということだけのその報告なら今できるんですけれども、基準価格に対しては5か年平均で94%というようなふうになっております。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午後4時23分]

[再開 午後4時24分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

農林水産政策課長 木野田 隆 君

この施設の基準価格が、今回の分が2,205万8,000円の基準価格ですね。前回は2,097万7,000円の基準価格ということで、今回は基準価格が上がっているというような形になっています。

委員長 山浦 安生 君

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ほかにございませんので、これで議案第82号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 午後4時25分]

[再開 午後4時26分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、議案第80号、指定管理者の指定について（霧島緑の村）及び議案第85号、土地改良事業の計画について（団体営ため池等整備事業栗下地区）を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

農林水産部長 萬徳 茂樹 君

それでは、農林水産部の議案につきましてご説明申し上げます。議案第80号につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めようとするものでございます。次に、議案第85号につきましては、土地改良事業（団体営ため池等整備事業栗下地区）の計画の概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。なお、詳細につきましては各担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

議案第80号、指定管理者の指定についてご説明いたします。30ページをお開きください。対象施設名は霧島緑の村でございます。指定管理候補者は霧島市溝辺町麓513番地1、きりしまPPP株式会社、指定の期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。次に、指定管理者の概要及び選定結果についてご説明いたしますが、きりしまPPP株式会社の概要につきましては議案第80号でご説明させていただいておりますので、ここでは割愛いたします。それでは、32ページをお開きください。今回の指定管理者の申請は、きりしまPPP株式会社から1社のみの申請があり、指定管理者候補選定委員会で申請者から提出されました提案書類を審査し、施設担当課へのヒアリング、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等を行った結果、きりしまPPP株式会社が698点という評点結果となりました。この評点結果を受け、事業計画書等について、管理運営上の基本方針、管理運営体制及び計画、サービス向上に関する提案及び収支予算案等を総合的に審査した結果、公の施設として地域で果たす役割を重視するとともに、集客を図るための自主事業が確認できたこと、自然エネルギーの利用等による管理経費の縮減策が確認できたこと、他施設の管理実績もあり、地元企業として地元へ貢献したい強い意向が感じられたことから、当施設の指定管理者候補にふさわしいとして選定を行ったものであります。なお、霧島緑の村を所管する課は霧島総合支所産業建設課でございますので、引き続き施設の概要についての説明をいたします。31ページの説明資料の1番、施設概要についてでありますけれども、当施設は昭和54年度から農村地域農業構造改善事業で建設を進め、昭和56年度に開設されておまして、敷地面積は3万55㎡でございます。主な施設としまして、まず野外緑地広場ですが、面積が1万130㎡あり、主にサッカーの練習場、グラウンドゴルフなどのスポーツ競技に使用されております。また、毎年3月に実施されている龍馬ハネムーンウオークの会場としても使用されております。次に、自然環境活用センター（体育館）ですが、床面積は1,105.59㎡で、霧島地区スポーツ大会やバドミントン、バスケットボール、または学生の吹奏楽の練習場などとして幅広く活用されております。次に、テニスコートが2面ありますが、年間約100名の利用があります。次に、宿泊施設としてバンガローが4棟あります。昭和61年に建設され、1棟当たりの床面積は約16㎡で6名収容となっており、近くは霧島市内、鹿児島・宮崎県内、遠くは九州外の方からの利用もございます。次に、バンガローに付随して温泉施設がございます。温泉施設は面積約17㎡で男湯・女湯に分かれ、源泉かけ流しでいつでも入浴でき、温泉への入浴を目的にバンガローに宿泊される方もおられます。全施設の年間利用者数、年間使用料は平成22年度実績で、利用者数が9,501名、使用料が80万5,000円となっております。以上、霧島緑の村の概要説明を終わります。

耕地課長 高田 孝志 君

それでは、議案第85号、土地改良事業の計画についてご説明いたします。57ページをお開きください。提案理由といたしましては、霧島市が土地改良事業を行うにあたり、計画の概要を定めるものであります。土地改良事業の計画概要といたしましては、昭和60年に農地・農業用施設災害復旧事業で改修した霧島市溝辺町竹子地内にあるかんがい用の栗下池ため池の土砂除去を行うものであります。本ため池の受益面積は5.1haで、貯水量は1万9,400㎡を有しております。工事の内容といたしましては、団体営ため池等整備事業により浚渫工約4,900㎡を行うもので、事業費総額は1,757万円で、工期といたしましては平成24年度から25年度を予定しております。この事業の実施により、維持管理の軽減と防災に対する安心感を高め、営農活動の安定を図ることができると考えております。事業の詳細は、目的・事業費・補助率等は58～60ページ、位置図は61ページ、計画平面図は62ページをご覧ください。それと、現地のほうで溝辺総合支所のほうで説明をいたしました写真等をご覧くださいいただければよろしいかと思っております。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 西村 新一郎 君

698点ということでございましたけれども、この評点結果、選定委員は何名でなされたんですか。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

10名でございます。

委員 西村 新一郎 君

10名としますと、いわゆる69.8点ということなのかな。そうしますと、先ほど審査をしたところも69.8点ぐらいなんです。全く同じ数字が出てきたということは、私はちょっと奇異に感じたんですよね。奇異に感じました。提案等もいろいろと私はなされているんじゃないかと思いますが、何かたまたまそうなったんでしょうね。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

委員の内訳ですが、緑の村は内部委員が6名、外部委員が4名ですが、丸岡につきましては内部委員が8名、外部委員が4名ということで、委員の数は違っております。

委員 西村 新一郎 君

バンガローについて、丸岡のほうに行きますと、ここは利用したいなという感じがしたんですよ。例えば、このPPPの方々からこのバンガローをこのようにちょっと改修したらどうかというような一つの提案というのは全くなされないものか。私はあれだけの立地条件に恵まれた所にありますよね。そして、あれだけの温泉がある。温泉を見させていただきましたけど素晴らしいですね。説明でもたまたま温泉だけを利用するために利用されている方もいるとありますよね。そういうのはございませでしたか。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

現在までの提案ではございせんけれども、今後もし指定管理としてきりしまPPPさんが選定されまして、実際運営をされた暁には、またそのような話も提案も出てくるのではないかなというふうに考えております。

委員 時任 英寛 君

現地で説明を受けまして、あの敷地そのものは霧島神宮の所有地ということになっておりまして、これは賃貸期間というか期限は切っていないんですか。契約上はどうなっているんですか、賃貸契約上は。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

賃貸契約上は5年間の契約になっておりまして、これが過ぎましたらまたそのときに契約延長をしていくというような形態になっております。

委員 時任 英寛 君

であるならば、神宮の都合で更新はできないというのも可能性は無きにしもあらずと。こういうことはやはり念頭に置いておかないといけないということはありますよね。

霧島産業建設課長 寺田 浩二 君

この施設が開設されてから約30年になりますが、今まではそういうことは特に、神宮のほうからは申し出はありませんでしたけれども、今後どのような事態が発生するか分かりませんので、委員おっしゃるようなことも想定されるかとは思いますが、今のところ霧島神宮さんということですのであまり心配はしていないところでございます。

委員 時任 英寛 君

ただ、今まではやはり直営ということで市に貸していると。当然市がお借りして、それを指定管理者に運営をさせるという形になっていますけれども、そのあたりの説明というのもしっかりと神宮さんにもしておかないと、運営上、今まで違った自主事業等を、ここに書いてありますけれども集客力を図る自主事業等が確認できたとなっておりますよね。要するに、神宮がそれは困るというのがあってはやはりいけないと思いますので、結局その神宮さんもしっかりとそのあたりは、この件については協議が必要と認識をいたしておりますので、配慮をしていただきたいと思います。要望で終わります。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、これで議案第80号及び議案第85号についての質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

[休憩 午後4時40分]

[再開 午後4時43分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。17時を超えるかと思っておりますので、あらかじめ時間延長をしたいと思っておりますがよろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

そのようにさせていただきます。次に、議案第81号、指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）及び議案第84号、指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

商工観光部長 間手原 修 君

議案第81号、指定管理者の指定について説明いたします。霧島市観光案内所は、社団法人霧島市観光協会に平成21年4月1日から平成24年3月31日までが指定期間となっておりますので、今回、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間で地方自治法及び霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入し、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第84号、指定管理者の指定についてでございます。霧島市塩浸温泉龍馬公園は、平成24年3月31日までは直営で運営し、4月1日から平成27年3月31日までの3年間で地方自治法及び霧島市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入し、観光事業の推進が見込まれることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長が説明いたします。

観光課長 藤山 光隆 君

それでは、まず議案第81号、指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）について説明を申し上げます。現地のほうでも先ほど地番、概要等につきましては説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。ご存じのように観光案内所は、社団法人霧島市観光協会が指定管理者となって、今現在運営をしております。そういうことで適切に業務をこなしていると、そして観光振興の中心となって今後も尽力をしていただけると、そのような形を含めまして、今回平成24年3月31日で切れることに伴い、引き続き同協会を指定管理者に直接指定し、指定期間につきましては合併したことにより組織も充実されたことから、今後は3年から5年へ見直しをし、指定管理として直接指定をするものでございます。続きまして、議案第84号、指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）でございますけれども、こちらにつきましても現地説明で概要等をご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。同公園につきましては平成22年5月1日にリニューアルいたしまして、現在まで予想以上の来園者が訪れ、ミニ資料館、それから温泉等の利用も多く観光客が訪れている状況でございます。そのような中で、今回の指定管理につきましては4事業所が申請をされまして、指定管理者選定委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査の結果、特定非営利活動法人薩摩龍馬会が、各種自主イベントの開催により、広くマスコミへの浸透を図り、メディアを利用した広報活動を行う提案、またこれまでも市のイベント等に積極的に協力していただいた経緯、地域との連携策、業務マニュアル、危機管理マニュアル等が既に整備をされており、意欲が感じられたことから、今回同法人を指定管理としてお願いをするものでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 西村 新一郎 君

これも観光協会のほう、選定審査をなされたの、なさらないの。これは観光協会にもう随意で指定されたという解釈でいいんですか。

観光課長 藤山 光隆 君

霧島市観光案内所につきましては、直接指定ということで審査委員会にはかけておりません。議案第84号の霧島市塩浸温泉龍馬公園の関係につきましては、4事業所が申請をされて、いろいろ審査等を実施しております。

委員 徳田 拓志 君

ちょっと確認の意味でご質問いたします。薩摩龍馬会というのがありますよね。これはうちの前田市長が薩摩龍馬会の会長をされていたんじゃないかなと思うんですが、まずその確認をお願いします。

観光課長 藤山 光隆 君

以前はそのように伺っておりますけれども、当法人が一昨年特定非営利活動法人薩摩龍馬会として申請をされて通っておりますので、現時点では代表者としてはここに書いてありますように中堀氏が理事長ということで、今の市長のほうは特に代表者とかそういうものには入っていらっしゃらないということです。

委員 徳田 拓志 君

ということは、薩摩龍馬会の一般の会員扱いというふうに理解をいたします。何か役職があればお知らせください。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午後4時49分]

[再開 午後4時53分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 西村 新一郎 君

それでは、審査員は何名で審査をされたのか、そして何点だったか、ちょっと教えてください。

商工観光部長 間手原 修 君

塩浸温泉龍馬公園につきましては、審査委員が、内部委員が6名、外部委員が4名、10名で審査会を行っております。点数については議案の56ページの4番で評点結果として、選定しております龍馬会が699点、あとはこのように審査をしていただいております。

委員 時任 英寛 君

この薩摩龍馬会の従業員数が50名となっております。これは従業員数とすれば結構な人数になっております。きりしまPPP、先ほどの議案で8施設を管理するきりしまPPPで48名となっておりますが、この50名の実態というのがあるのか。50人というのは会員数ではないですよ、あくまでも従業員数ですよ。結局この龍馬公園を運営するために出された会社というかその団体の一つの従業員数ですから、働き手のことで会員数ではないと理解するんですけど、それでよろしいですか。

商工観光部長 間手原 修 君

そのNPO法人の薩摩龍馬会、私どもはこれについての会員は50名だというふうに考えておまして、この人たちをいつでも使うという形での登録人数だというふうに理解しております。

委員 時任 英寛 君

それでは龍馬公園、大体常時何名いらっしゃるんですか。その温泉のほうの管理も含めてですけれども。

観光課長 藤山 光隆 君

現在は市の直営ということでやっておりますので、市の臨時職員ということで6名で、あと勤務体制を変えながら従事しております。そういう中では3名、それから時間帯によっては4名というような勤務になっております。

委員 時任 英寛 君

協定にかかることかもしれませんが、当然その交通安全対策というか事故防止のために警備員が必要になってきますよね、施設につきましては。これについてもその指定管理料の中に乗せ込んでいくのか。これについてちょっとお伺いします。

観光課長 藤山 光隆 君

当然そのようなところも含めましてやっていくということでございます。

委員 時任 英寛 君

それでは、その今直営の経費がございましたよね、直営の経費。今回指定管理に出すことについてはどのくらいの削減幅で出そうとされていらっしゃるのか。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午後5時00分]

[再開 午後5時01分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。

観光地づくりG長 八幡 洋一 君

先ほどのNPO法人については49名の会員の中に市長も含まれていると。市長は会員という立場でございます。それと、今ありました経費削減の件ですけれども、24年の公募につきましては、22年5月1日にオープンをしております。それから1年間通っておりませんので、前年の5月1日からの分に今年度の4月1日からの分を全部、入場者数、料金、資料館、それから温泉等を計算いたしまして大体資料館で30%、温泉が40%になっております。その分で積算をして公募の形で出しております。経費削減とかそういうものについては指定管理のほうがこちらが出した提案書に対しての金額を入れてきて、今こういう金額になっているということになります。

委員 時任 英寛 君

結局こちらが一つの基準額を設定して出して、向こうがそれならいくらで、4社あったんですけども、うちがいくら、うちはいくらという形で、入札みたいな形でその部分については出してきましたよと。ただし、4社あって、今度取ったこの龍馬会が一番安いとは限らないと。総合点数で龍馬会が取ったけれども、一番安いとは限らないと、そういう認識でもよろしいですか。具体的な数字は出たんでしょう、いくらぐらい、いくらというのは出ているんですよね。

観光地づくりG長 八幡 洋一 君

金額はそれぞれ出されております。金額は申し上げられませんが、1件1件違いますし、ということです。

委員長 山浦 安生 君

しばらく休憩します。

[休憩 午後5時03分]

[再開 午後5時07分]

委員長 山浦 安生 君

再開します。

委員 徳田 拓志 君

龍馬会の自主事業、あまりたくさんしてほしくないんですが、どのような自主事業が出ていたのか。今後またどういう計画がなされるのか、お尋ねします。

観光地づくりG長 八幡 洋一 君

申請者の概要の中に記載をされているものにつきまして、霧島の大自然を活かした地域づくり事業、龍馬に関する物品などの企画普及事業、龍馬に関する全国の団体とのネットワーク事業、三つが載っております。

委員 徳田 拓志 君

その事業規模というか予算規模というのはどのくらい出ていますか。

観光地づくりG長 八幡 洋一 君

予算規模については記載がございません。

委員長 山浦 安生 君

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第81号及び議案第84号についての質疑を終わります。次に、陳情第20号、陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）の審査を行います。執行部の見解説明を求めます。

商工観光部長 間手原 修 君

陳情第20号、陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）でございますが、昨年9月議会に同様の陳情書が提出され、12月議会で不採択になった経緯がございます。現在は商工観光部の所管で、霧島市人材育成センターとして会議室、研修室、実習棟などを公的機関・各企業・共同組合等に貸し出しており、管理いたしております。今回、商工会議所のほうから再度陳情書が提出されましたが、当センターは企業の在職技術者・技術人材の育成支援を目的として設置された施設であり、商工振興を図っていくための公共的団体である商工会議所が、市内商工業者の総合的な人材育成支援施設として活用したいという旨の陳情内容は、当センターの設置目的に沿ったものであることから、条件等が整えば、商工会議所に貸与することは特に問題はないと考えております。

委員長 山浦 安生 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 秋広 眞司 君

今説明がありましたけれども、条件等が整えばということをお示し願います。これは賃貸料も含まれますか。

商工観光部長 間手原 修 君

賃貸料についてはまだ貸し付けをするも何も決まっておきませんので、従来からそういう協議をいたしていませんけれども、もう条件が整えば、議会の採択とかそういうのがあれば当然また協議をしていくことになると思います。ただ、条件といたしましては市の増設関係等も話があります。これ等についてもまだ市の方針としては増設をするということになっておりますけれども、細部についてまだ決定がなされておきませんし、時期等のこと等も含めましてそれ等も踏まえて場合によってどういう使い勝手をしていくのかと、場合によっては併用したりとかそういうことも考えないといけないのかということで、そこら辺ももろもろ協議していかないとけないということ等があると思いますので、条件等が整えばというふうにさせていただきました。

委員 秋広 眞司 君

陳情書が2回目出されているということで、今回はその賃料が明記していなかったということで、今回第2点として賃料の有料化を明記して、今度有料ということで、産業支援センターが霧島市に支払っていた賃借料の計算基礎をベースに協議させていただきたいというようなことだったんですけれども、これについてはその産業支援センターが霧島市にいくらずつ払ったのか分かりますか。

商工労政G長 出口 竜也 君

平成22年度におきましては最後の年度ですが、521万8,590円が土地代として県のほうから市にい

ただいたお金です。これは土地代のみです。当時建物は国のものでしたから。

委員 秋広 眞司 君

陳情書は行政のほうにも同じような陳情が出ておりますか。出ていればそれについて検討された経緯はあるのか。

商工振興課長 池田 洋一 君

陳情そのものは議会と同様、霧島市長宛でまいっております。その中で今私どものほうも副市長を中心に総務部長、企画部長等と同時に協議をしながら今このことについて方向性を持って、今先ほど部長が説明したような答弁になったということでございます。

委員 徳田 拓志 君

秋広委員の質疑に関連するんですが、この土地代の使用料ということで521万8,000円ということなんですけど、現在もう建物も霧島市のものになっているわけですね。そういった場合に今後建物の使用料も加味しながら賃料を決めるといふふうになると思うんですが、陳情者からの今朝ほどの説明によりますと、霧島市のほうから派遣している人がいると。その給与がおおむねそれと相殺できるのではないかというような話をされておりましたけれども、そうするとトータルで差し引きするとゼロと。つまりゼロで貸すことになるのか、そのような検討をされたのか。あるいは今後そういう話し合いに乗っていかれるのか、あるいは拒否されるのか。まず、その辺をお尋ねします。

商工観光部長 間手原 修 君

人材育成センターにつきましては、当初より思った以上に従来の形でさせてほしいということ等でハローワークとかもう続いて貸し付けをしております。商工観光部の所管でございますけれども、これをうちの職員が1回1回行くということにもならないですし、それはサービスが低下していくというようなことがありましたので、緊急雇用の関係がありましたので臨時職員をお願いしながら受付業務をさせてもらっております。その金額についてはいくらか分かりません。ただ、商工会議所のほうの説明で、それと相殺できるのではないかというようなこと等になりますと、私どもの考えというのとちょっと違うんじゃないかなと思います。当然県のほうと人材育成センターの貸し付けをしていた土地プラス建物等は加味していかないといけないだろうというような形での、当然これにつきましては議会の採択を受けないと、1回目不採択になっておりますから、もし2回目で採択を受けたとしたら、これについて両方で協議をしていくということになりますけれども、当然そのゼロになるとかそういうことの協議にはならないというふうに考えております。

商工振興課長 池田 洋一 君

今事務補佐員を11月から3月までというスパンで補正予算で組ませていただきましたけれども、それが5か月で70万円ですので、1年間トータルした場合、145~150万円くらいということですが、今先ほどのそういう協議は全くしておりませんので、私どものほうも路線価とか建屋の耐用年数、そういうのを調査しながらその辺は細部で詰めていきたいと。当然そういうある程度の賃料というのはいただくというような考えで思っております。

委員 徳田 拓志 君

商工会議所の関係ですけど、商工会議所さんはあそこの「コア・よか」、あそこもやはり所有されているわけですね。そうすると、霧島市のほうが逆に言うと相当数の金額で賃料を払っているということもございますよね。やはり市民から見ると、自分のところは高くで貸しておいて人のところはただ同然で借りるのかというような話にもまたなってきますので、その辺は十分考慮されて検討していただきたいと思います。それと、緊急雇用で雇われている方は、これは3か月もしくは6か月という雇用期間だろうと思うんですが、今回この陳情が採択されて、緊急雇用を切れるとすれば来年3月で切れるということになるんですか。

商工観光部長 間手原 修 君

商工会議所のほうに貸し付けをするとしても、議決をいただいてするかということにならないというふうに考えております。来年の4月からとかそれについては現段階では非常に霧島

市としても難しいだろうというふうに考えております。先ほど少し話をさせていただきましたけれども庁舎建設のあり方、こちら辺ももう少し考慮すべきだろうというふうに考えています。方向として決まったら、先般の一般質問の中でもありましたけれども庁舎を増設すると。またそのときにちょっとして、影響があるからしばらくその人材育成センターの1室を使おうじゃないとか、そんな場合もあるかもしれませんので、そこら辺も含めれば来年の4月から即ということになっておりません。考え方としてはそれも含めて商工会議所さんも現在の建物をどういうふうにされるかということ等もあるだろうし、そういうのがあります。今おっしゃったことで早急ということにはならないんじゃないかなと思っております。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

今部長のほうからも話がございましたように庁舎建設の問題、それからその先ほど商工会議所のほうからいろんな必要性について説明がございました。よく理解できる場所なんですけど、今話の中にありましたように庁舎問題がどういうふうに展開していくか分からないと。そういう中で、例えばこういう契約がなされたときに、途中で状況が変わってしまったということで、その契約を解除して新たに別な方向で人材育成センターを使うようなことというのは考えられますか。例えば、商工会議所に貸しますよね。貸した後、状況が変わったと。市のほうで使わないといけないというふうになったときに契約を変更してそれを使えるかということです。

商工観光部長 間手原 修 君

先ほど話をしましたけれども、そこら辺の協議をしっかりとしていく必要があると。あともって契約を変更したりとかそういうことがないように入り口の段階で。だから、したがって入り口というのはやはりこの庁舎建設のあり方、ここがしっかりと決まればですね。ただ、今から協議をする中で、来年の4月から、再来年の4月からという協議になるのかは別として、こちらのほうが収まらないと何も始まりません。あわせて、議会のほうに陳情書も出されて不採択という経緯もありますので、私どもは慎重にこれはやっていかないといけないということを考えております。これでも最初した協議が、あとで商工会議所さんに今度は反対に迷惑になることになりまますから、そういうことがあったらいけないということを考えております。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで陳情第20号について、執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

[休憩 午後5時23分]

[再開 午後5時24分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、小学校のあり方意見交換会（最終報告書）について、執行部より報告がありますので、これを許可いたします。

教育部長 阿多 己清 君

私どものほうで今年度小学校のあり方意見交換会ということで、12校を対象にして各学校、地域に出かけまして意見交換会を終えました。その報告を本日提出申し上げましたので、その分の報告を申し上げたいと思います。詳細はお目通しをいただきたいと思います。対象となる学校は1ペー

ジの2回目を実施した学校がご覧の7校になります。1ページに掲載しております。その出席状況とかそれぞれの学校でいただいた意見等も載せられるものは載せてきております。その最終的な報告が10ページ、11ページにございます。この分はお目通しいただきたいと思っておりますけれども、10ページの下から3行目でございますけれども、意見交換会では、保護者アンケート結果とは裏腹に、1回目以上に統廃合には絶対反対であるという意見が圧倒的多数を占めました。地域によっては意見交換会の冒頭で、統廃合には反対であると、保護者を含めた地域の総意を代表者が明言されたりしたところもございました。また、少数ではありますけれども、集団で行うスポーツができないことなど、小規模校ならではの不安を述べられた方もいらっしゃいました。本市では意見交換会を開催する前に確認はいたしておりましたけれども、行政主導での学校再編は行わないという方針は今も変わっておりません。したがって、現時点で把握できる出生者数も含めた児童数の推移、それから保護者や地域住民の学校を存続させたいという強い願いを勘案して、現段階では小学校の再編、統廃合は実施しないという結論に達しました。ただし、当該小学校が1クラスしか成立し得ない見込み、先の6月議会等でも教育長が答弁申し上げましたけれども、教職員等のいろいろな事情が出てまいりますのでそういう見込みとなった場合、それから地元の保護者からの総意をもって統廃合の申し出があった場合などは、審議会を立ち上げ、そこに諮問をいたしたいと考えております。また、今年度末にこれまでの意見交換会等を踏まえた結果等を盛り込みました内容を「霧島市立小学校あり方指針」という形で取りまとめまして、また議会のほうにも発表しますし、市民の方々にも公表していきたいという考えを持っております。今回12校を対象として意見交換会を行いましたけれども、学校が地域のよりどころ、なくてはならない施設だよという部分は私どもも再認識をいたしましたので、今後ともその学校の活性化へ向けて教育委員会の事務局、それから学校現場一丸となって取り組んでいきたいと考えております。今後とも議会の皆様にはいろいろな面でご指導をいただきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げ、本当簡単で申し訳ございませんけれども、報告に代えさせていただきたいと思っております。また、お目通しいただいて、いろいろな立場でのご指導、ご助言をいただければと思います。

委員長 山浦 安生 君

大変ご苦勞様でございました。これで報告を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

[休憩 午後5時29分]

[再開 午後5時30分]

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。次に、議案第80号、指定管理者の指定について（霧島緑の村）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第80号についての自由討議を終わります。次に、議案第81号、指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

委員 徳田 拓志 君

観光案内所、今日視察してきましたが、観光案内の看板が非常に見づらいということです。それとたまたま隼人のほうから4人連れの奥さんたちが見えていまして、声をかけられたんですが、いわゆる牧園のパライソ的な感じで見ていたけど、ここは単なる観光案内所みたいな感じだと。もう少し特産品とか観光物産品とかいったようなものをできないのかと。今後また指定管理者のほうに協議してはどうかというふうに考えております。

委員長 山浦 安生 君

ほかにご覧いませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第81号についての自由討議を終わります。次に、議案第82号、指

定管理者の指定について（霧島市丸岡会館 外5施設）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第82号についての自由討議を終わります。次に、議案第84号、指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第84号についての自由討議を終わります。次に、議案第85号、土地改良事業の計画について（団体営ため池等整備事業栗下地区）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第85号についての自由討議を終わります。次に、陳情第20号、陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）について、自由討議に入ります。意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第20号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 午後5時33分〕

〔再開 午後5時34分〕

委員長 山浦 安生 君

休憩前に引き続き委員会を開きます。これより議案処理に入ります。まず、議案第80号、指定管理者の指定について（霧島緑の村）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第80号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第81号、指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第81号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第82号、指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館 外5施設）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第82号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第84号、指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号について、原案のとおり可決すべきものと決定す

ることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第84号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第85号、土地改良事業の計画について（団体営ため池等整備事業栗下地区）について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第85号について、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、陳情第20号、陳情書（旧・鹿児島県人材育成センターの有料賃貸による貸与を求める陳情）について、討論に入ります。討論はありませんか。

委員 徳田 拓志 君

討論の前に、今執行部のほうからの意見も聞いたわけですが、市としても増設等の計画もあるというようなことを言っておられました。また、土地代、建物代といったのも加味して賃料を貸すとすればそういうのも加味して決めていきたいということで、今朝ほどの陳情者との意向と非常に開きがあるので、今後こういう状況を見ながら検討をすべきではないかということで、継続審査という提案をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

委員 西村 新一郎 君

継続審査という一つの考え方で、先ほど部長からの説明を受けた捉え方の問題があるのではないかと。私はそのようには受け止めませんでした。議会のこの陳情の裁きを見守りながらという形が前面に出たというふうにも思っておりますし、これは昨年陳情について結論を出している案件でもありますので、この際私は採択すべきということの意見を提出させていただきたいと思っております。

委員 秋広 眞司 君

私も今回採択をしていただきたいということで申し上げますが、結局市の行政の側にも陳情書が出されていると。それについて行政側は議会のゴーサインが出れば陳情を決めていきますよというように申し出でありまして、これが相殺してゼロにはならないということですね。私はその陳情を1,000万円なり1,500万円なりもらって、賃貸するならばそれはそれでいいと思っております。それは予算として、議案として出てきたときに、いけないのはいけないという判断をまたしていけばいいわけで、行政が一步前に踏み出す準備としてこの委員会で採択していただいて、そして行政に判断を任せるというのがいいのではないかと思います。

副委員長 志摩 浩志 君

今執行部のほうの説明も聞きましたけれども、庁舎の増築とかいろいろ話が出ておりますけれども、やはり財政健全化の諸問題とかいろいろ考えましたときに、また増築するための仮の庁舎に使いたいと、そういう話もありました。そういう中を考えますときに、まだ庁舎の話も決定しない、そしてまた庁舎も増築を考えるとときにいかにこの今の庁舎を有効利用するかというような観点から見ましても、もう少し継続して審査をしたほうがいいんじゃないかと、早々に決定するのはいかなものかと思っております。

委員 時任 英寛 君

要は確かに今から協議をされると思っております、執行部のほうもですね、同じ陳情が出ております。ただ、一番あったのが条件を整えばというのがありました。条件を整えば貸すのはやぶさかでないという執行部の考え方で、その条件の第一義にくるのが議会のその陳情の取り扱いいかんによってはというのが一番の執行部の重要課題ではなかろうかと思っております。したがって、継続をした場合、議会が結論をと言うか、出さない状況では賃貸云々かんぬんという議論も向こうともできないのが現状ではなかろうかと思っております。だから、最終的には議会が機関意思としてこれを採択して

も、執行部のほうでどうしてもこれはやはり現時点においては貸せないとなれば、そういう判断を  
すると思います。ただ、少しでも前向きに動かすのであれば、その条件整備の第一義である議会の  
結果というのを私は重く考えれば、今回採決をしてもよろしいかと思えます。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員 山浦 安生 君

私はこの条件等が整えばというところが非常に引っ掛かるわけなんですけれども、やはり多少の条  
件というのはやはり取られる必要があるんじゃないかなというふうには思っているんです。そう  
いった意味も含めて私は継続審査をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

副委員長 志摩 浩志 君

委員長を交代します。

委員長 山浦 安生 君

委員長を交代します。それでは、採決したほうがいいのかという意見と継続審査という意見に分かれ  
ておりますので、採決するか継続審査とするか、起立によって決定したいというふうに思えます。  
採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名。したがって、陳情第20号については採決することに決定いたしました。これから陳  
情第20号について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。陳情第20号について、採択すべきものと決定することにご異  
議ありませんか。

[「異議あり」と言う声あり]

ご異議がありましたので、起立によって採決いたします。陳情第20号について採択すべきものと  
決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、陳情第20号は採択すべきものと決定しました。  
以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 徳田 拓志 君

ただいまの陳情第20号ですが、これにつきましては行政のほうで今後の庁舎建設の問題、それか  
ら賃料の問題、いろいろと加味した上での決定、ということを強く要望しておきたいと思えます。

委員 秋広 眞司 君

今の陳情第20号の関係ですけれども、一応委員会の中では採択すべきものとなりましたけれども、  
それに申し添える点といたしまして、やはり徳田委員が言われましたように賃料の関係でその著し  
く低い料金で締結しないようにひとつ申し添えをしていただきたいと思います。

委員 西村 新一郎 君

基本的には私はまちづくりというのはそういう意味でも商工業が発展しないことにはまちづくり  
はできないと、すべての原点はやはりここに尽きるというふうに思えます。パナソニックが全国至  
る所で撤退をし、まちが大変な状況下になっているというのは皆様方もご承知のとおりであらうか  
というふうに思えます。そういう意味で霧島市内のいわゆる商工業や一般の方々に対してのいろん  
な各種講座等をやりながら、そういう意味でもその根幹を成す事業に精力的に取り組んでまいろう  
というわけでございますので、その点を十分に尊重しながら我々対応していかなければならないの  
ではないかというふうに思う次第でございます。そういう意味でも議員諸兄のご賛同いただきなが  
ら対応していただきたいというふうをお願いいたします。

委員長 山浦 安生 君

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員長報告については委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。次に、閉会中の所管事務調査については、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」及び「教育行政について」として提出をしておくということによろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで本日の日程はすべて終了いたしました。以上で産業教育常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後5時47分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 山 浦 安 生